

「JAえひめ中央リフォームローンオリコ型」商品概要説明書

(令和2年4月1日現在)

商品名	JA えひめ中央リフォームローンオリコ型
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ● ご本人または同居家族の所有する住宅のリフォームに必要な資金で以下に該当するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①住宅のリフォーム関連で使いみちが明確な資金 ②バリアフリーに必要な資金 ③電化、太陽光発電、エコ給湯等の住宅関連資金 ④他金融機関からのリフォーム資金の借換資金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員（個人）の方 ※ 現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ● お借入時の満年齢が20歳以上65歳以下で、最終償還時の満年齢が75歳以下の方。 ● 前年税込年収が150万円以上で安定継続した収入がある方。 ※ 自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 ● 勤続年数が1年以上または営業年数が2年以上の方。 <ul style="list-style-type: none"> ・新卒の農業者、給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ● 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。 ● 当JAが指定する保証機関(株)オリココーポレーションの保証が受けられる方。 ● その他当JAが定める条件を満たしている方。
お借入れ額	<p>1000万円以内（1万円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、所要金額の範囲内とします。 ・借換の場合は借換対象のリフォーム資金の残高の範囲内とします。
お借入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上15年以内（6ヶ月単位） ※ 借換資金の場合は借換対象リフォームローンの残存期間内とします。
お借入れ利率	<p>【固定金利型】</p> <p>当初のお借入利率を完済時まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 貸出金利には(株)オリココーポレーションの保証料率含まれます。 ※ 金利は、当JAの各取扱い店舗へお問合せ下さい。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保は不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 当JAが指定する保証機関(株)オリココーポレーションの保証をご利用頂きます。 ● リフォームの対象物件の所有者の方は、連帯保証人とさせていただきます。 ● 配偶者の方等の収入を合算した場合は、連帯保証人とさせていただきます。 ● ※ 審査により(株)オリココーポレーションまたは当JAが必要と認めた場合は、連帯保証人をお願いすることがあります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれます。 保証料率は(株)オリココーポレーション所定の保証料率（0.95～1.60%）で(株)オリココーポレーションの審査によります。
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として団体信用生命共済へご加入いただきます。 ※ 掛金はJAが負担します。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務取扱手数料は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。